

大阪市は平成27年2月2日より 住民票の写しなどの交付に係る本人通知制度を開始しました。

実施の 目的

大阪市では、住民票の写しなどが第三者に取得された事実を本人に通知することで、不正な請求を未然に防ぐとともに、市民の皆様の人権やプライバシーを守ることを目的として、本人通知制度を実施します。



登録の 手続き

お住まい(又は本籍地)の区役所(又は区役所出張所)で平成27年2月2日から受け付けを開始しています。また、登録申請については代理人(法定代理人又は任意代理人)による申請と、郵送等による申請も可能です。



登録と通知について

登録可能な方

大阪市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている方(削除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている方を含みます)又は戸籍に記載されている方(保存している除かれた戸籍に記載されている方を含みます)が登録可能です。

登録に必要なもの

- 本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証等、その他区長が適当と認める書類)
- 戸籍謄本その他その資格を証明する書類(法定代理人の場合)
- 委任状(任意代理人の場合)

通知の内容

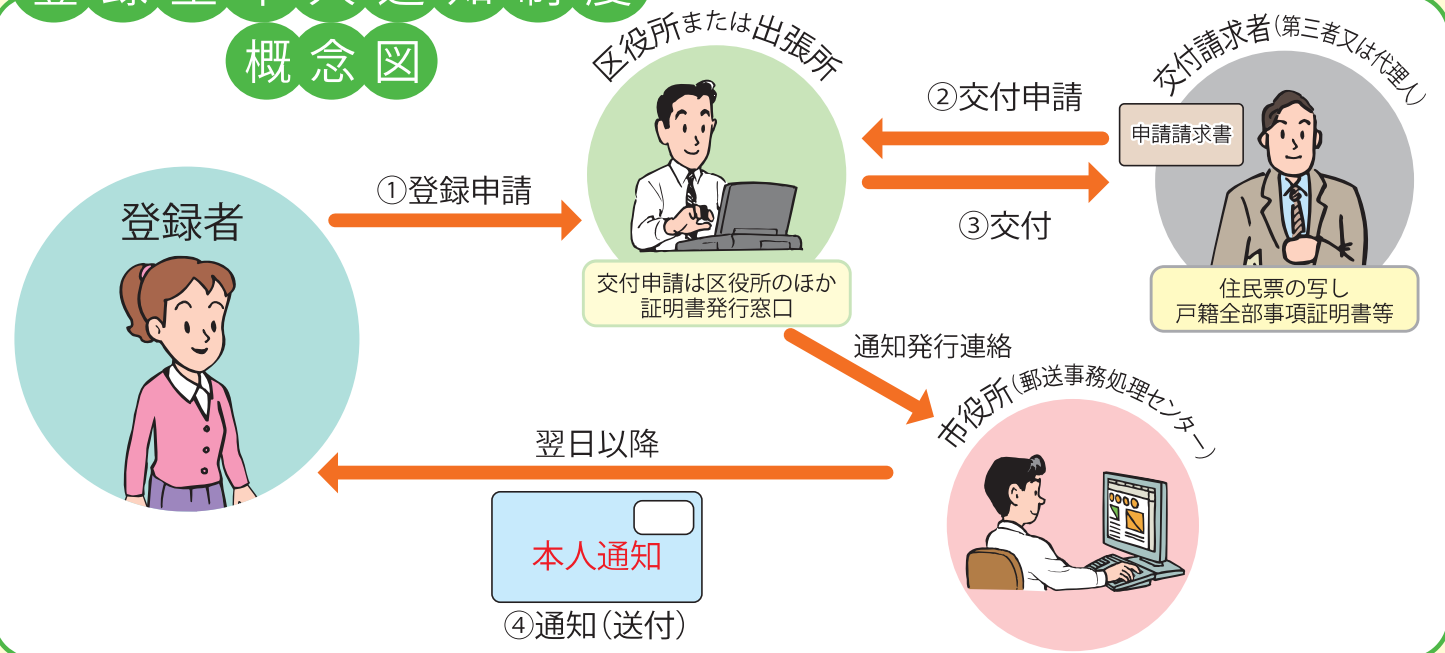
- 証明書の交付年月日
- 交付した証明書の種別
- 交付した証明書の通数
- 交付申請者の種別

通知の対象となる主な証明書

- 住民票の写し(削除されたものを含みます)
 - 戸籍の附票の写し(削除されたものを含みます)
 - 戸籍全部(個人)事項証明書(除かれたものを含みます)
- など

登録型本人通知制度

概念図



お問い
合わせ先

- 各区役所(住民情報担当)
- 市民局 総務部 住民情報担当

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 電話 : 06-6208-7337